

政策体系	基本目標名	2	やさしくふれあいのある健康福祉づくり	施策主管課長	障がい福祉課長
	政策名	3	助け合い生きがいを実感できるまちづくり		
	施策名	2	障がい者の社会参加と自立の推進		
施策関係課	家庭児童相談室、健康増進課、商工課、教育総務課、学校教育課				青村 裕子

1. 施策の目的と成果把握

施策の目的「対象」	この施策は、誰、何を対象としているか	対象指標				単位	H26	H27	H28	成果指標設定の考え方	①自立した生活を送るための経済的手段として、就労している障がい者数(福祉的就労を含む)を指標とした。 ②市民と障がい者が共に暮らすことを把握する指標として、障がい者とふれあう機会があった市民の割合を指標とした。
	①障がい者(児) ②市民	①障がい者(児)数(手帳所持者数)	人	6,161							
施策の目的「意図」	この施策によって、「対象」をどう状態にするのか	成果指標(意図の達成度を表す指標)	区分	単位	H26	H27	H28	H29	成果指標の取得方法	①障がい福祉課資料 ②市政に関するアンケート調査 ③	
	①地域社会の一員として自立した生活ができるようにする。 ②障がい者の特性を理解し、共に暮らすことができるようにする。	①就労している障がい者数(福祉的就労を含む)	目標	人	820	822	824	826			
		②障がい者とふれあう機会があった市民の割合	目標	%	49.0	50.0	52.5	55.0			
			目標								
			実績								

2. 基本事業の目的と成果把握

基本事業名	対象	意図	成果指標	区分	単位	H26	H27	H28	H29	基本事業名	対象	意図	成果指標	区分	単位	H26	H27	H28	H29
相談体制の充実	①障がい者(児)とその家族 ②市民	①安心して生活できる。	①相談支援(指定特定含む)事業所数	目標	箇所	3	4	5	6	社会参加支援の充実	①障がい者(児) ②市民	①社会参加の機会が増える。	①外出支援サービス利用時間数	目標	時間	15,000	16,000	17,000	18,000
			実績		6				実績					11,929					
			②サービス利用計画書等作成済人数	目標	人	860	880	900	920				実績		882				
日常生活支援の充実	①障がい者(児)	①自立した日常生活が送れる。	③虐待相談受理事件数	目標	件	10	10	10	10				②訓練等給付利用者数	目標	人	225	230	235	240
			実績		2				実績					364					
			①介護給付及び障がい児通所給付利用者数	目標	人	1,450	1,500	1,550	1,600				実績		1,504				
			②日常生活用具及び補装具費等受給者数	目標	人	2,750	2,800	2,850	2,900				③広報等による啓発回数	目標	回	44	46	48	50
			実績			2,704						実績			31				
			③	目標								実績							

3. 施策及び基本事業の目標達成度評価

施策	平成26年度施策の取組方針		施策の取組方針・成果指標達成状況			
	取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者虐待の未然防止に努めるとともに、虐待に対する相談体制の充実や広報紙等による周知・啓発を図る。 市指定事業所と連携を図り、サービス利用計画書作成のための体制づくりに努める。 特別支援学校、ハローワーク、企業等と連携し、就労やその定着のためのアフターフォロー体制を整える。 	<input checked="" type="checkbox"/> 全て達成 <input type="checkbox"/> 一部未達成 <input type="checkbox"/> 全て未達成	・障がい者虐待の未然防止のため、管内施設長会議において、継続して虐待防止に取り組んでもらうよう依頼した。また、民生委員児童委員総会において周知を図るとともに、広報紙に、障がい者虐待の通報義務のある旨を掲載した。2件の通報があったが、いずれも虐待と判断される内容ではなかった。 ・サービス利用計画作成体制づくりの一環として、各相談支援事業所との打合せを随時実施した。サービス利用計画が作成できる指定特定相談支援事業所が6事業所となった。 ・就労定着の支援体制として、特別支援学校、ハローワーク等の職員を構成員とする自立支援協議会の就労支援部会で、各構成員の支援内容等を確認し、連携支援に繋げた。就労している障がい者数は、法定雇用率の引き上げもあり、目標を達成した。		
基本事業	基本事業名	平成26年度基本事業の取組方針	基本事業の取組方針・成果指標達成状況	基本事業名	平成26年度基本事業の取組方針	基本事業の取組方針・成果指標達成状況
	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 指定相談事業所と連携し、サービス利用計画の作成支援に努める。 広報紙等により障がい者虐待に対する周知・啓発を図る。 	取組方針 <input checked="" type="checkbox"/> 全て達成 <input type="checkbox"/> 一部未達成 <input type="checkbox"/> 全て未達成 成果指標 <input checked="" type="checkbox"/> 全て達成 <input type="checkbox"/> 一部未達成 <input type="checkbox"/> 全て未達成 ・サービス利用計画の作成支援のため、指定特定相談支援事業所と連携し、作成数、作成可能見込み数等を随時確認し、自己作成支援も含め利用者全員の作成を達成した。 ・障がい者虐待の周知・啓発のため、広報紙に障がい者虐待に気づいた方には、市へ通報義務がある旨を掲載した。2件の通報があったが、いずれも虐待と判断される内容ではなかった。	社会参加支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関、団体等との連携を図りながら一般就労、福祉的就労の定着支援を図るとともに、定着支援の体制を整える。 市民を対象とした講演会を実施し、障がい等に対する理解促進を図る。 	取組方針 <input checked="" type="checkbox"/> 全て達成 <input type="checkbox"/> 一部未達成 <input type="checkbox"/> 全て未達成 成果指標 <input type="checkbox"/> 全て達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部未達成 <input type="checkbox"/> 全て未達成 ・自立支援協議会の就労支援部会で、各構成員の就労定着に向けた支援状況を共有し、連携した定着支援の体制に繋げた。 ・障がい等に対する理解促進を図るため、市民を対象とした、「精神障がい理解啓発講演会」及び「発達支援シンポジウム」を開催し、多くの参加者を得た。
日常生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供事業所等と連携を図り、各種障がい福祉サービスが必要な人に提供できるように支援する。 	取組方針 <input checked="" type="checkbox"/> 全て達成 <input type="checkbox"/> 一部未達成 <input type="checkbox"/> 全て未達成 成果指標 <input type="checkbox"/> 全て達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部未達成 <input type="checkbox"/> 全て未達成 ・各種障がい福祉サービスが必要な人に提供できるように、サービス利用計画に基づき、必要なサービスを決定した。また、サービス提供にあたり、事業所と連携し支援した。			取組方針 <input type="checkbox"/> 全て達成 <input type="checkbox"/> 一部未達成 <input type="checkbox"/> 全て未達成 成果指標 <input type="checkbox"/> 全て達成 <input type="checkbox"/> 一部未達成 <input type="checkbox"/> 全て未達成	

4. 施策の基本情報

施策の基本情報	社会情勢変化、国・県の動向、市民・議会意見等	施策の成果向上に向けての役割分担
	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年10月「障害者虐待防止法」が施行された。 平成25年4月「障害者優先調達推進法」が施行された。 平成25年4月障害者自立支援法の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」と改められ、施行された。 障害者権利条約が批准され、平成26年2月19日から発効した。 障害者差別解消法が制定され、平成28年4月から施行される。 平成27年3月に第4期障がい者福祉計画を策定した。 県においてひきこもり総合相談センター「ボラリス☆とちぎ」が開設され、ひきこもりサポーター養成を開始した。このひきこもりサポーター養成講習参加者は、本人同意のもと、県登録ひきこもりサポーターとして登録され、市がこの登録者を派遣することとなる。 	市民、地域・事業所 【市民】 ・障がい者及びその家族は、積極的に社会参加を行う。 ・障がい者を理解、尊重し、社会参加を支援する。 【地域・事業所】 ・障がい者が参加できる地域活動の機会をつくる。 ・障がい者の雇用を拡大し、働きやすい環境をつくる。
		・佐野市障がい者福祉計画に基づき、障がい者福祉施策を推進する。 ・障がい者が安心して自立した生活が送れるよう、各種サービスを提供する。 ・障がいの有無にかかわらず、共に暮らすことができる地域社会実現のための啓発を推進する。

5. 施策全体の総括・今後の課題・今後の方向性

施策の成果実績と施策の基本情報及び施策コストに関する全体総括	今後の課題	今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉サービス利用者は、毎年増加しており、施策コストの約3/4は障がい福祉サービスに係る給付費で占められていることから、今後も施策コスト増加が見込まれる。 サービス利用計画の作成支援のため、指定特定相談支援事業所と連携し、作成数、作成可能見込み数等を随時確認し、自己作成支援も含め利用者全員の作成を達成した。サービス利用計画が作成できる指定特定相談支援事業所数が3事業所から6事業所に増加した。 市内にサービス利用計画を作成できる、指定特定相談支援事業所が増えたことから、事業所をまとめる基幹型相談支援のあり方について検討する必要がある。 障がい者虐待について周知啓発した。2件の通報があったが、いずれも虐待と判断される状況ではなかった。 必要な方に必要なサービスが提供できるように、サービス利用計画に基づきサービスを決定した。平成27年度からサービス利用に際しこの計画が必須となり、引き続きサービス利用計画作成支援が必要である。 自立支援協議会の就労支援部会で各構成員の就労定着に向けた支援状況を共有し障がい者就労支援の地域資源連携体制を整えた。就労している障がい者数は目標達成した。 障がい等についての理解啓発のための講演会を実施し多くの市民の方に参加いただいた。 	〈平成27年度で解決する課題〉 ・基幹型相談支援の検討 ・ひきこもりサポーターの派遣窓口の設置 〈平成28年度以降にも引き継がれる課題〉 ・障がい者虐待防止の継続した周知 ・サービス利用計画作成の継続支援 ・必要な方に必要なサービスの決定 ・障がい等について継続した理解啓発 ・施設入所者の地域生活移行 ・福祉施設から一般就労への移行 〈平成28年度重点課題〉 ・地域生活支援拠点等整備	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者虐待防止について、広報紙等で継続して周知をする。 サービス利用計画作成支援を継続し、必要な方に必要なサービスが決定できるように、サービス利用計画に基づいたサービス決定を実施する。 講演会を実施し、障がい等についての理解啓発を図る。 施設入所者の地域生活移行を進めるため、自立支援協議会の地域移行・地域定着支援部会において地域生活へスムーズに移行できるような支援体制について検討する。 企業等に対して障がい者雇用に対する理解啓発を行い、福祉施設から一般就労移行へ繋げる。 地域生活支援拠点等整備について、地域性を勘案したあり方を検討する。